

業務名称:ケータリングカーによる飲食品販売業務委託事業者募集(令和8年1月)

【質疑応答】

番号	質問	回答
1	<p>販売についての質問です。弊社は製造所でコーヒーゼリーを仕込み、本店またはスーパーなどの駐車場で販売しています。ケータリングのように車に許可は不要で、仕込んでから販売する場合は車などの許可は不要で販売できる旨を保健所様からいただいています。今回公園内で販売するにあたりケータリングがない場合でも応募資格がありますでしょうか？</p> <p>製造所では当然営業許可はいただいております。また今後の展開としてケータリングを用意して他の商材なども販売する予定はございます。</p> <p>ファッションセンターしまむら様や八王子市場などなどは現在のやり方で販売をさせていただいています。よろしくお願いたします。</p>	<p>当協会への応募資格として、「自動車による飲食店営業許可を必要な保健所から取得していること」を条件としております。</p> <p>そのため、自動車による飲食店営業許可をお持ちでない場合は、誠に恐れ入りますが、ご応募いただいても登録することができませんので、あらかじめご了承ください。</p>
2	<p>・出店する際のスケジュールについて質問です。出店できる日程は希望を出せるのでしょうか？他にも定期出店をしているところや毎年出店をしているイベントもあるので、出店が可能な日程を提出するようなシステムなのか知りたいです。</p>	<p>出店に関しては、事業者様から公園側へ直接ご連絡のうえ、営業を行っていただく形となります。</p> <p>事業者様において、希望する出店日を公園側の担当者にお伝えいただき、調整を行った上で、日程が確定した場合に出店が可能となる仕組みです。</p>
3	<p>川越水上公園で出店をしたいと考えております。</p> <p>・募集要項に【夏季プール期間中におけるプール場内へのキッチンカー出店は対象外とする】と記載がありました。夏季プール期間に、プール場内にキッチンカーが出店しているのを見たことがあります。是非場内で出店したいのですが、窓口はどちらになりますでしょうか。</p>	<p>夏季プール期間中におけるキッチンカーの出店につきましては、プール場内の飲食売店運営の一部として実施しております。</p> <p>そのため、ケータリングカー事業者様単独による、夏季プール期間中のプール場内への出店募集は行っておりません。</p> <p>なお、次回の飲食売店募集につきましては、現在のところ未定となっております。</p>
4	<p>この書類申請は そちらまで記入した申請書を持参しなくてはいけないですか？</p>	<p>書類の申請につきましては、「ケータリングカーによる飲食品販売業務委託事業者募集要項」内の【7. 募集スケジュール(1)募集スケジュール④申請書の受付】に記載のとおりでございます。</p>